

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

25

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

自作農創設特別措置法に基づく農地買収に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事案における事務処理の簡素化

提案団体

宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県

制度の所管・関係府省

法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

- ・時効取得手続きの簡素化
- ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化
- ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化

具体的な支障事例

国が戦後の農地解放で自作農創設特別措置法により農地を買収した際、特例により簡易な登記(欄外登記)を行っていたが、法務局が欄外登記を看過して旧所有者からの登記申請を受け付け、二重登記となった事例が発生している。私人による登記を消除し二重登記を解消するには、関係者全員から当該登記を消除することについての承諾書を徴集する必要があるが、その事務は法務局民事行政部長通知により県が行うことになっている。しかしながら、複数回二重登記が看過された場合は相続等により関係者が多数に上り、また、法務局の過失が要因にあることから関係者の理解を得られず、承諾を得られない場合が多い。二重登記の名義人から時効取得の申出があった場合は、自作農財産紛争処理等連絡協議会に諮る必要があるが、不定期開催のため迅速な解決が難しい。また、当該協議会で時効取得を主張する際に、根拠資料として、昭和時代の資料が必要となるため、その収集が占有者にとって困難なものとなっている。現在、県営土地改良事業区域内で発見されており、事業の進捗に影響している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公共事業をはじめとする土地取引の円滑化、住民の負担軽減、都道府県における事務負担軽減。

根拠法令等

自作農創設特別措置登記令第10条第1項、同令施行細則第4条、法務局民事行政部長通知(平成2年5月11日付け登日記第339号)、農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令第33号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、茨城県、鳥取県、愛媛県

○当県でも、自作農財産創設措置法に基づく買収地である旨の欄外登記(耳登記)を法務局が見落とし、買収後に旧所有者から前所有者に相続登記されたが、近年になり更にその息子が相続しようとした際に、法務局が

欄外登記を理由に所有権移転登記を受け付けない事例がある。

○事故物件の関係者等から相当数の相談がある。発生要因は法務局の見逃しにあるにもかかわらず、処理は県に委ねられ、県には過重な負担となっている。

提案の実現により、二重登記名義人の立場の安定化と都道府県の事務負担軽減が図られるとともに、法務局も参画することによる処理の進捗が期待できる。

○現在、不法占有等において案件を一つ一つ解消していこうとする場合、その事案に対しての人や時間等も含めた労力が多大に消費され思ったような成果が上がらず、問題の解消に至るまでに数年～数十年要する事案が確認されている。また、平成 20 年代後半から現在にかけて新規発見された自作農財産においては、発見時に 20 年をすでに経過し占有者が時効を援用すれば所有権を移転できると考えられる土地も散見されている。

各府省からの第 1 次回答

国有農地について時効取得の主張がされた場合には、自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「自紛」という。)を開催し、自紛で時効取得が認められたときは、その判断内容に基づいて国が所有権の移転の登記等の囑託をする。自紛の開催については、柔軟な開催を促す観点から、出席者を、付議事案の所在地を管轄する法務局、農政局及び都道府県の委員のみ(それまでは、管轄する法務局と農政局の管内全ての都道府県等が出席)で足りることを内容とする通知の改正を平成 31 年 3 月に行ったところ。

その上で、自紛の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する手続については、迅速かつ円滑な処理を図る観点からその実態を調査する。

他方、自紛で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化については、被買収者からの所有権の移転の登記等が記録されている以上、登記権利者となった者の十分な手続保障の下での関与がないまま、登記官の職権においてこれらの者の登記上の利益を奪うこととなる制度の創設は許されないと考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第一次回答で示されている出席対象者の縮小など、一定の改善が認められるが、時効取得の主張があった場合の協議会開催に係る期間が定められていないなどの問題もあることから、引き続き運用の改善を求める。自紛の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する手続に係る実態調査は、関係府省において地方農政局・地方法務局・都道府県等に対して速やかに実施し、その結果を有意義な議論の材料としていただきたい。

また、登記官による登記の職権消除に関しては、

① そもそも、二重登記名義人(以下「名義人」という。)が備えた所有権移転の登記は、一物一権主義に照らし合わせると法的に無効なものであると解される。よって、当該登記に「登記上の利益」があるとは考えにくい。

② 通常、法務局においては、所有権の登記申請時に、登記原因を証する情報として売買契約書等の提出を求めるなど一定の実態的判断をしており、その結果、所有権の取得が認められない場合は、不動産登記法(以下「法」という。)第 25 条に基づき申請の却下をし、適正な権利の所在を公示している。

一方、本件においては、法務局をメンバーに含む協議会において、登記申請時同様若しくはそれ以上の判断材料を用いて実態的な判断をして、名義人に時効取得を認めず、所有権がないとしたにも関わらず、名義人に所有権があると公示し続けるのは法務局における適正な事務として矛盾している。

協議会による十分な検討をした結果、時効取得を認められない場合に、名義人に所有権があるとする誤った登記を公示し続けることは、公示を信じて取引等をする者の信頼利益の保護の観点からも好ましくなく、法の目的にも反する。

そもそも、二重登記の状態を出現させたことについて、都道府県に責任はない上、現実的に登記を抹消するための承諾書を都道府県が収集することは困難である。二重登記を看過した法務局の責任において職権消除するよう、前向きに検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○自作農財産紛争処理等連絡協議会（以下「自紛」という。）の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する基準、都道府県が時効完成と判断したが自紛への付議に至らなかった案件・件数等について、必要最小限度で早急に調査した上で、その結果を踏まえ、迅速かつ円滑な処理を図る観点から、自紛に係る制度及び運用の見直しについて検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

○法務局の欄外登記看過による二重登記について、都道府県に承諾書の徴収事務を負担させる運用は、不合理である。したがってそのような場合に、原因者である法務局が責任をもって二重登記を解消することについて、2次ヒアリングまでに検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

近年、自作農財産紛争処理等連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催した地方農政局及び都道府県に対し、時効取得事案の処理の実態調査を実施中である。調査結果を踏まえ迅速な事案処理を行う観点から、①事案に係る地方農政局、法務局及び都道府県の3者による事前調整を行う仕組み、②①の事前調整に当たり、都道府県が提出する必要がある書類の範囲の明確化、③協議会の開催の進め方について検討する。

なお、第三者が買受勧奨に応じず、かつ、事前打合せや協議会において時効取得が認められない案件は、当該土地の所有権の帰属に争いがあり、裁判によって解決するほかないものであることから、都道府県に対し、登記の嘱託のための承諾書の取得に係る事務を求めないこととすることで、都道府県の事務負担の問題は解消されるものとする。

この場合において、協議会における手続に訴訟と同様の手続保障や法的な効力が認められない以上、登記官の職権においてこれらの者の登記上の利益を奪うこととなる法務局における職権消除の義務化のような制度の創設は困難であり（最判昭和37年1月23日民集第16巻第1号110頁）、国が第三者を被告とする抹消登記手続請求訴訟の提起をすることで解決が図られるべきである。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【法務省】

(4)農地法(昭27法229)

自作農創設特別措置法に基づく買収による登記が看過され、占有者等への所有権の移転の登記（以下「二重登記」という。）がされた国有農地については、以下の措置を講ずる。

- ・占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知する。
- ・二重登記に関し占有者等への売払いや自作農財産紛争処理等連絡協議会における時効取得に関する手続が利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知する。

[措置済み(令和2年12月4日付け法務省民事局民事第二課事務連絡、令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)]

(関係府省:農林水産省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

53

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

外国人受入環境整備交付金に係る提出書類の明確化

提案団体

秋田県、男鹿市、大仙市、井川町、羽後町

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

外国人受入環境整備交付金の提出書類を明確化すること。

現在、提出が求められている書類は、当該時期に提出できない等の理由により、国に確認の上、代替書類を提出していることから、実態に合わせて求める書類を明確な記載に変更してほしい。

(記載変更の例)

- ・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算措置が行われていることを確認できる資料
- ・歳入歳出決算(見込み)書抄本→決算見込みを確認できる資料

具体的な支障事例

外国人受入環境整備交付金については、交付金交付申請書の提出締切が3月中旬(令和2年度交付金は、令和2年3月13日)とされている。その際の添付書類として、「歳入歳出予算(見込み)書抄本」の提出を指示されているが、この時期には提出できないものであるほか、当県の同書類には、個別事業の予算額等について記載がない。

同様に、実績報告については、4月上旬(令和元年度交付金は、令和2年4月10日)までとされており、「歳入歳出決算書(抄本)」の提出が指示されているが、決算書が出来るのは秋頃であり、この時期には提出できないものである。

したがって、添付書類については、国に確認の上、代替書類を提出している。

- ・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算内容説明書
- ・歳入歳出決算(見込み)書抄本→事業に係る収支精算書

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提出書類が明確化されることにより、国への代替書類の確認等が不要になり、担当者が変更となった際等にも、事務が円滑化する。

根拠法令等

令和2年1月23日付け出入国在留管理庁在留管理支援部事務連絡、令和2年2月28日付け出入国在留管理庁在留管理支援部事務連絡

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、福島県、相模原市、浜松市、三島市、湖西市、京都市、兵庫県、徳島県、香川県、宮崎県

○提出書類が明確でないため、例示するなど改善願いたい。
○事務の円滑化のために、添付書類について現実に合ったものを選定の上、明示していただきたい。
○当県についても、交付金の申請及び実績報告について
・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算要求説明書
・歳入歳出決算(見込み)書抄本→事業に係る収支精算書など
代替書類を提出している。
○当県においても、同交付金の申請等に当たり、「歳入歳出予算(見込み)書抄本」等の内容を、毎回、国に確認している。

各府省からの第1次回答

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)において、交付決定及び交付金額の確定手続時に予算・決算措置がされることを確認することとされているため、歳入歳出予算・決算(見込み)書を添付資料として例示しているところ、御意見を踏まえて、今後Q&A等に代替可能な書類を記載するなどして提出書類の明確化を図ることとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

御回答のとおりQ&Aなどに代替書類の例示をしていただくなど、都度問い合わせをする必要がないよう速やかに提出書類の明確化をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

御見解を踏まえて、今後Q&A等に代替可能な書類を記載するなどして提出書類の明確化を図ることとした。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

5【法務省】

(8)外国人受入環境整備交付金

外国人受入環境整備交付金については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、「外国人受入環境整備交付金Q&A」(出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課)において、交付申請及び事業実績報告に係る提出書類の例示を追加し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

120

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とすること

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

在留カードまたは特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)を所持する外国人について、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とする旨の法整備を行う。

具体的な支障事例

在留カード等を所持する外国人が住民基本台帳上の住所変更届(転入・転居)を行う際に、在留カードを市区町村窓口を持参した場合は、住居地の届出(入管法の届出)を同時に行ったものとみなしている(みなし住居地届出)。

しかし、在留カード等を持参しない場合や、一時滞在地等住民基本台帳法上の住所の要件を満たさない場所を住居地とする届出を行う場合は、別途「住居地届出書」を徴した上で、在留カード等への住居地の裏書処理及び法務省情報連携端末への住居地データ入力が必要となる。

法務省情報連携端末は基本的に自治体あたり1台の貸与であり、近年は外国人研修生等による一時滞在地の住居地のみ届出の件数が増加しているため、住居地データ入力の作業が滞り、市区町村および地方出入国在留管理局の業務に支障が生じている。

また、在留カード等に記載された入管法上の住居地が住基法上の住所と異なっている場合でも、住民基本台帳に登録されていない者が住民登録されているとの誤解を生む元にもなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

外国人の一時滞在地を住居地の届出対象とすることによって前述のような支障が生じる。入管法上の住居地と住基法上の住所の定義を同一とすることによって、外国人の居住に関する記録の不均衡を解消することができる。また、外国人の届出にかかる支障の解消および市区町村窓口の事務の効率化を図ることができる。また、在留カード等に記載される情報によって、必ず外国人の住基法の住所が記載されることになり、カードの更なる公証性を図ることが可能となる。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第19条の6、第19条の7、第19条の8、第19条の9

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、苫小牧市、いわき市、ひたちなか市、柏市、川崎市、相模原市、高山市、富士市、豊田市、小牧市、京都市、八尾市、和泉市、米子市、広島市、徳島市、高松市、大牟田市、久留米市、糸島市、宮崎市

○当市においても、外国人住民が自身の住民登録状況について誤認することにより、他の行政サービスについても誤った申請が行われる等の支障が生じる。

○「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とすることにより、必ず外国人の住基法の住所が記載されることになり、カードの更なる公証性を図ることが可能となる。

各府省からの第1次回答

住民基本台帳法における「住所」とは、各人の生活の本拠をいうものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とすること等を目的として市町村長に対する届出が義務付けられている。一方、入管法等における「住居地」は、本邦に在留する外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握することを目的として出入国在留管理庁長官に対する届出が義務付けられているものであって、両者はその制度や目的を異にする。

また、住民基本台帳法上「住所」の認定に当たっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定することとされている一方、入管法等における「住居地」は、本邦における主たる住居の所在地として届出させている。

例えば、「住所」と認定されない滞在地を「住居地」として届け出る必要がある場合があるほか、国内に「住所」を有していた外国人が、再入国許可を取得の上、一定期間国外に転出するときは、住民票が消除され、海外に生活の本拠があると認められる場合であっても、国内の「住居地」を入管庁は在留管理上継続して把握する必要がある。

このため、仮に、入管法上の「住居地」を住民基本台帳法上の「住所」と同一の定義とする旨の法改正をした場合、入管庁は当該外国人の本邦における居住実態を全く把握できないこととなるなど、在留管理上甚大な影響が生ずると考えられる。

以上のとおり、住民基本台帳法上の「住所」には該当しないような場合であっても、在留管理上「住居地」を把握する必要があり、両者の定義を同一にするのは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「住居地」について、本邦に在留する外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握することを目的としているとの見解であるが、国外転出の届出を行った者については既に本邦における居住実態が無いことが明白であるため、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とする方が、在留管理上も効果が高いと考えられる。また、在留カード等を取得している者は、本邦において3カ月を超える長期間の滞在が見込まれていることから、ほとんどの場合住民基本台帳法上の「住所」を有することになる。

以上より、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一にすることによって、在留カード等の更なる公証性を図れるだけでなく、外国人の本邦における居住実態の正確な把握につながると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

提案団体から「国外転出の届出を行った者については既に本邦における居住実態がないことが明白であることから「住所」と「住居地」の定義を同一としたほうが在留管理上の効果が高い」旨、第一次回答を踏まえた見解が示されているが、入管庁は在留管理上、中長期在留者等の本邦在留中の居住関係を把握する必要があるため、住居地の変更に係る届出義務を課しているものである。

例えば、本邦にマンション等の住宅を保有し、本邦で滞在する一方、年間の大半を海外で生活している中長期在留者等が国外転出の届出を行った場合、当該外国人は本邦滞在中における主な居所がありながら、入管庁は当該居所を把握できないといった支障が生ずることとなる。

また、技能実習生が入国後に宿泊する研修施設等について、各人の生活の本拠たる「住所」とは認定されない場所であっても、入管庁は居住実態把握の必要性から「住居地」としての届出の義務を課することとしている。

以上のとおり、入管法上の「住居地」は在留管理上の必要性から住基法上の「住所」と異なる概念として定義さ

れたものであり、「住所」と「住居地」を同一の定義とすることは困難である。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和

提案団体

泰阜村、長野県、大田市、長和町、原村、天龍村、豊丘村、筑北村、山ノ内町、飯綱町

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

郵便局において、下記の事務を取り扱わせることを可能とすること。

- ①住民異動届
- ②印鑑登録事務
- ③地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律第2条において、交付の請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書等の交付決定
- ④同条において、交付について～に「記載され(、又は記録され)ている者に対するものに限る。」とされているものの代理請求の受付

具体的な支障事例

令和元年の8月より支所の窓口業務をすべて管内の郵便局に委託した。その業務の中で住民異動届(転入届・転出届・転居届等)及び印鑑登録の申請があった場合、郵便局員では処理ができない。また、公的証明書の交付の意思決定や代理請求(委任状による請求)も郵便局員では対応できないため、現在は自治体職員1名を郵便局内に常駐させて対応している。

今後、行政経費削減のため、やむを得ず職員を引き揚げることになった場合、住民異動届等が提出された際にはその都度本庁から職員が当該郵便局まで出向く必要があり、その間(約8km車で15分)待つていただくか、申請者に本庁まで行ってもらうなければならない。本庁までの公共交通機関がないため、高齢者や運転免許証がない人には、大きな負担となり、住民サービスの低下に繋がるおそれがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

課題となっている業務が郵便局で処理可能となれば、以前支所で行っていた窓口業務がすべて郵便局で対応できることになる。

住民にとって身近で、日々の生活に不可欠な郵便局と連携することによるワンストップサービス化と住民サービスの向上、常駐職員の削減による行政効率の改善される。

更に郵便局の利用者が増えることにより地元商店街の賑わいにも繋がるのが期待される。

根拠法令等

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、柏市、小田原市、富士市、桑名市、宮崎市

○自治体によって支所で扱う業務が異なるが、今後郵便局への委託を検討する自治体にとっては、少しでも委託できる業務が広がれば事業の効率化につながる。

○当市では、平成 30 年に7つの出張所をまちづくり拠点施設として機能転換させた。その結果、出張所で行っていた各種証明書交付の取り扱いがなくなった。そこで、旧出張所エリアにある5つの郵便局で証明書交付事務を行うこととした。機能転換に伴う取扱事務の変更を来客者に伝えていく際、郵便局を案内するが、代理人による請求については、市の窓口でしか取り扱えず、郵便局の窓口で混乱をきたすことがある。出張所を利用していた人にとって、従前と変わらない形で、近くの郵便局が利用できるになれば、窓口での混乱の解消になる。また、市担当窓口以外の場所での交付を可能とすることで、市域をカバーすることができ、利用者の負担軽減にもつながる。

○利用者の利便性を高めることができる。

各府省からの第1次回答

【総務省】

① 転入届、転出届、転居届等について

転出届については、オンラインや郵送(やむを得ない場合に限る。)による提出も認められており、必ずしも対面による本人確認を不可欠の要件とはしていない。これを踏まえ、転出届の受付や転出証明書の引渡しを郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。

一方、転入届、転居届等については、これらが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、これらの届出は対面による厳格な本人確認及び実質的審査が必要な手続とされている。

転入届、転居届等の受付について、転入届及び転居届等に基づいて届出先市区町村が行う公権力の行使たる、住民基本台帳への記載及び住民基本台帳による公証行為と密接不可分なものであることから、届出先市区町村によって行われるべきものである。したがって、郵便局においてこれらの届出の受付を取り扱わせることは困難である。

② 印鑑登録事務について

印鑑の廃止の申請については、印鑑登録証を添えて書面で意思を表明すれば足りるとされていることから、その受付を郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。

一方、印鑑の登録の申請については、印鑑登録証明が広く民間の経済取引に用いられ、誤った印鑑証明を行った場合には損害賠償責任が生じうることも踏まえ、厳格な本人確認を行うことが求められており、印鑑登録証明事務処理要領においては、「本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当」とされている。

印鑑の登録の申請の受付は、登録先市区町村が公権力の行使として行う印鑑登録証明の基礎となる印鑑の審査や本人確認と密接不可分なものであることから、当該市区町村によって直接行われるべきものであり、郵便局において取り扱わせることは困難である。印鑑の登録事項の修正の申請についてもこれと同様である。

③ 交付決定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付や引渡しが可能とされている納税証明書、住民票の写し等の交付決定については、公権力の行使たる行政処分であるから、郵便局において取り扱わせることは困難である。

④ 代理人による請求について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付が可能とされている住民票の写し及び戸籍の附票の写しについては、住民基本台帳法上、代理人による請求が認められている。同様に、印鑑登録証明書についても印鑑登録事務処理要領において代理人による請求が認められている。

上記の事務については、郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととしたい。

【法務省】

戸籍法第1条第1項において、戸籍に関する事務は、同法に別段の定めがあるものを除き、市区町村長がこれを管掌することとされている。

民間委託が行われる場合であっても、委託が許される業務は事実上の行為又は補助的行為に限られ、裁量的判断が必要となる業務は市区町村職員が行う必要がある。

③について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍謄本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当する。したがって、市区町村長の責任において

交付の可否を判断する必要があり、民間委託になじむものではない。

④について、代理請求の受付に当たっては、その請求の任に当たる者であることを明らかにする書面（委任状等）の提供を受け、戸籍謄本等の請求をする権限が付与されていることを確認する必要があり、代理請求の受付は裁量的判断が必要となる業務である。
したがって、要望に応じることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【総務省の回答について】

①本人確認については、免許証・マイナンバーカード・保険証等で確認が可能。住民異動届による住民票への記載については、申請書類一式を役場本庁へデータで送り、異動先の住所や世帯の情報等を住基システム・公図等で確認するなど実質的審査は村職員が確認したうえで住基システムへ入力するため問題ないのではないか。

②本人確認については、免許証・マイナンバーカード・保険証等で確認が可能。印鑑登録申請書類・登録印鑑の印影のデータを役場本庁へ送り、村職員が確認し申請内容の不備等も含め必要があれば申請者と電話による質問で補足したうえで印鑑登録システムへ入力するため問題ないのではないか。

【総務省、法務省の回答について】

③現状では、交付申請書類一式を役場本庁へデータで送り、村職員が確認したうえで各システムへ入力し、内容を審査、交付決定後郵便局のプリンターへ出力している。しかし、届出・申請情報からデータを抽出して提供するという一連の業務そのものが判断を伴わない形式的な業務と言えるため問題ないのではないか。

④郵便局職員が申請内容を確認後、申請書類とともに委任状も役場本庁へデータで送り、村職員が確認したうえで代理請求を受け付けるか判断するため問題ないのではないか。

以上①～④について、住民からも支所業務を郵便局へ委託したことにより、以前は可能であった手続きがなくなることは利便性の向上に反するという意見を頂いていることも踏まえ、前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○総務省からは、郵便局において住民票の写し等の代理請求の受付を可能とできないか検討したいとする第1次回答があったことを踏まえ、法務省においても同様に、郵便局において戸籍謄本等の代理請求の受付を可能とできないか検討いただきたい。

○転入届や印鑑登録の申請等について、仮に、厳格な本人確認が必要であるとしても、市区町村職員がテレビ電話等を通じて本人確認を行うといった、デジタル技術を活用した見直しを検討いただきたい。

○パートタイムの郵便局職員を地方公務員（パートタイムの会計年度任用職員）として採用する運用ができないか検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

【総務省】

一次回答のとおり、住民基本台帳法上の転出届以外の届出や印鑑の登録の申請等については、これらが受理されることで調製される住民票や市町村長によってなされることとなる印鑑証明は、様々な行政手続や民間取引の信用の基点（トラストアンカー）となるものであるから、対面による厳格な本人確認及び実質的審査又は印鑑の審査が必要であり、公権力の行使たる、住民基本台帳による公証行為又は印鑑証明と密接不可分なものであるため、郵便局で取り扱わせることは困難である。

このことを踏まえると、「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」に記載されている、テレビ電話等のデジタル技術を活用してリモートで本人確認を行うことについては、現時点では、対面と同程度の厳格な本人確認及び実質的審査又は印鑑の審査を行えることが担保されているものではないため、直ちに導入することはできないものと考えている。

また、郵便局職員を市区町村のパートタイム会計年度任用職員として任用する方法については、郵便局・市区町村の職員としての業務がともに他律性の高いものである中、同一の者が郵便局職員としての業務と市区町村の職員としての業務に従事することとなり、当該職員の勤務時間をいずれかの業務に明確に割り振った上で職務に当たる必要があるが、その場合、郵便局の本来業務に支障を来すおそれがあることから、服務規律や職務専念義務の整理、業務遂行の具体的な調整等、どのような課題等があるか検証してまいりたい。

【法務省】

③について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍謄本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当するため、市区町村長の責任において交付の可否を判断する必要がある。

したがって、要望に応じることは困難である。

④について

戸籍謄本等の代理請求に係る交付決定に当たっては、不正請求を防止するため、請求書類のみならず、その他の情報も踏まえて実質的な判断を行っているところである。他人の戸籍謄本等を不正に取得するという事件が発生・発覚したことから、戸籍法の公開制度を厳格なものに改めるべきであるという要望が関係各界から出されるに至ったことを背景に、戸籍法を改正することとなった際に行われた議論においても、戸籍謄本等の代理請求手続については、不正請求を防止する観点から、本人確認を厳格に行うべき等の指摘がされていた。また、近年ではDV被害者等に係る戸籍の公開について慎重な対応が求められており、このような経緯等も踏まえると、例えば、請求の受付前後から請求者の挙動等を注視し、請求者の挙動等に問題がないかを判断の上、交付決定事務を行う市区町村職員に情報を伝達するか否かを判断する必要があると考えられるところ、郵便局職員においてはこのような裁量的な判断を行うことは困難である。

したがって、要望に応じることは困難である。

なお、総務省において、「郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととしたい。」との回答がされているところ、当省としては、現段階で代理人による請求の受付を可能とすることができるだけの立法事実がないと考えているが、仮に総務省において、そのような事実があるとされる場合には、参考としたいと考えている。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【法務省】

（6）地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平13法120）

代理人による戸籍謄本等の交付の請求の受付等（2条1号）については、郵便局における取扱いを可能とし、その旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。

（関係府省：総務省）

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

126

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

身寄りのない方の遺留金の取扱い方法の明確化

提案団体

茨木市

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

身寄りのない方の遺留金の取り扱いについて、自治体が根拠のない歳入歳出外現金を保管することがない制度の整備。

具体的な支障事例

【経緯】

身寄りのない方が死亡した場合の葬祭に関して、死亡者の埋火葬を行うものがない又は判明しない時、行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律又は生活保護法の葬祭扶助に基づき、各自治体が埋火葬を行う。費用は、第一義的には故人の遺留金を充て、不足時は地方自治体が負担することになるが、葬祭後の遺留金処理について、残余が生じる場合、生活保護上では相続財産管理人の選任を請求し、引き渡さなければならないとされている。生活保護法以外に明確な規定はないため、民法の規定に基づき、相続人のあることが明らかでない場合、相続財産管理人の選任を経て、最終的に国庫に帰属することとなる。

しかし、遺留金が申立て手続きに必要な経費に満たない場合には、申立てを行うことが困難であるほか、相続人がいる場合でも遺留金の受け取りを拒否することもあり、結果として、自治体では地方自治法上望ましくない事務処理が行われている。また、その他にも関連した課題がある。

【支障事例】

遺留金取扱について、大阪市(H24.10、H26.10)、会計検査院(H26.3)、指定都市市長会(H29.7)、衆議院予算委員会(H30.2.8)、総務省行政評価局(R2.3)等で、厚生労働省・法務省に対して、要請、指摘、質疑、調査報告されているが、いまだ法整備されていないため、自治体においては歳入歳出外現金として保管せざるを得ない状況。

公営住宅内の遺品取扱について、国土交通省が対応指針を示し、相続人が明らかでない場合に相続財産管理人選任前でも、残置物の移動等ができる。民間住宅内の遺品は、残置物の移動等について相続人等の了解が必要で、相続財産管理人を選任せず、相続人以外の者が許可なく、整理・処分してしまうと不法行為となる。自治体が警察から遺体とともに遺品を預かる場合があるが、行旅死亡人以外の根拠がなく、遺品を最終的に処分するまで自治体で保管しなければならない。

遺留金が少額であった場合、相続財産管理人の選任申立費用を賄えず、相続財産管理人の選任申立が実質できない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

制度整備されることにより、遺留金を法的根拠なく歳入歳出外現金として保管することがなくなり、地方自治法上適正状態となり、合わせて保管等に係る事務負担がなくなる。

また、制度整備されることにより、自治体による保管期間、場所等の取扱いによる差がなくなる。

根拠法令等

行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律、生活保護法、民法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、滝沢市、仙台市、郡山市、入間市、相模原市、鎌倉市、座間市、新潟県、新潟市、高岡市、福井市、上田市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、犬山市、京都市、兵庫県、三宅町、徳島市、高松市、久留米市、柳川市、大村市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

○全ての相続人を調査する手間や、相続人が受取を拒否する等の事情があり、当市においても、歳計外現金として保管せざるを得ない状況であり、対応に苦慮している。

○独居死亡人等にかかる遺留金について、遺留金では相続財産管理人をたてることができない場合、歳入歳出外現金として保管している。複数の相続人がいる場合、供託制度を活用するとしても供託所をどこにするべきかという課題がある。

○当市においても、身寄りのいない方、または、身寄りがいても生前より疎遠等によって遺留金品等の引き取りを拒む方々が年々増加傾向にある。遺族に交渉しても中々理解してもらえず、最終的には行旅死亡人の処理になっており、遺留金を根拠なく保管している現状である。

○単身の被保護者が死亡した場合で、葬祭を行った後でも遺留金品がある時の処理について、基本的に相続人がいる場合には相続人に依頼するが、相続人がいない場合、生活保護法施行規則第22条2項の規定により、福祉事務所長は家庭裁判所に相続財産管理人選任申し立てを行うこととしている。

しかし、手続きに係る費用について、通常は30万円～40万円が必要とされ、その費用の捻出方法、また、相続財産が預貯金等の流動資産の場合は必要ないが、固定資産のみの場合、相続財産の管理費用や相続財産管理人の報酬など、手続きにかかる経費の担保として予納金(100万円)が裁判所から求められる。遺留金品が少額であった場合、相続財産管理人の選任申立費用を賄うことができず、実際として対応することができない。

また、手続きにかかる期間についても、申し立てから管理人選任、各種公告、相続人不存在が確定され国庫に引き継ぎとなるまで、約1年半を要する。

○相続人が不明又は存在するが引き取りを拒否するなど遺留金の保管を引き受けざるを得ない事例があり、相続財産管理人の選任申し立てが可能な額の遺留金ではない場合は保管が長期化するため、簡素な手続きで国庫へ帰属させることができる制度が必要である。

各府省からの第1次回答

身寄りのない方の遺留金を地方公共団体が保管している場合には、相続財産管理制度(民法第951条以下)を活用することができるほか、地方公共団体が過失なく相続人を確知することができない場合など、一定の要件を満たす場合には弁済供託(民法第494条)が可能であり、これらの制度を利用することができる場合には、地方公共団体が、遺留金を歳入歳出外現金として保管し続ける必要はないと考えられる。

生活保護法に基づき葬祭扶助が適用された場合の遺留金については、現在は相続財産管理人に引き渡さなければならないこととされているが(生活保護法施行規則第22条)、この場合の遺留金についても弁済供託を行うことができることとする省令改正を検討しており、本年中の改正を予定している。

また、身寄りのない方の遺留金の取扱いや、相続財産管理及び弁済供託制度の活用方法を分かりやすく整理した地方公共団体向けの手引きを作成し、地方公共団体に広く周知する方向で検討を進めている。

なお、相続財産管理制度については、手続きが重く利用しにくいとの指摘があることから、現在、法制審議会民法・不動産登記法部会において、制度の合理化に向けた調査審議がされているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

生活保護法においては、本年中に省令改正される予定であるため弁済供託が可能となるとのことであるが、そもそも生活保護法、行旅病人及死亡人取扱法及び同法を準用する墓地、埋葬等に関する法律に係る相続人調査や相続人との交渉等を行い、債権者不確知と判断できるまでに長期間要することもあり相当な負担となっていることが問題と考える。この点について、回答いただきたい。

また、弁済供託手続きは、供託の種類や供託根拠法令により供託所が違う等煩雑であるが、身寄りのない方が増加傾向にあり、相続財産管理人選任申し立てを行うほどの遺留金がない事例が多いため、墓地埋葬法の適用及び生活保護法に基づき葬祭扶助を適用された者の遺留金については、ほとんどが弁済供託手続を行わなければならないと考えられる。身寄りのない方の遺留金の取扱い、相続財産管理及び弁済供託制度の活用方法

などを分かりやすく整理、また、相続財産管理制度の合理化を検討と回答にあるが、実用的で簡素な手続きとなるように制度整備していただきたい。
さらに、既に地方公共団体が保管している遺留金についても弁済供託が可能か、併せて取扱いを示していただきたい。
なお、株式等の有価証券や電子マネー等の現金に準ずるものも弁済供託可能なのかについて教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

現在作成を進めている地方公共団体向けの手引きにおいては、地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体が遺留金を管理するに至る経緯を分類した上で、その根拠となる法令（生活保護法、行旅病人及死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律等）や、地方公共団体が弁済供託制度又は相続財産管理制度を利用して遺留金を処理するための必要な手続等について、わかりやすく整理し、周知することを予定している。また、既に地方公共団体が保管している遺留金や、株式等の有価証券についても弁済供託をすることは可能であり、これらについても、地方公共団体向けの手引きにおいて情報提供を行う予定である。

電子マネー（※）の取扱いについては、様々な検討が必要であるものの、電子マネーの事業者において地方公共団体に当該電子マネーの払戻し等を行うことが可能な場合には、払戻し等の後の現金について弁済供託をすることが可能であると考えられる。

相続財産管理制度については、引き続き、法制審議会民法・不動産登記法部会において、制度の合理化に向けた調査審議がされているところである。

（※）資金移動業者が提供するアカウントの残高及び前払式支払手段（いわゆるプリペイドカード）の未使用残高。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【法務省】

（1）民法（明29法89）、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明32法93）、墓地、埋葬等に関する法律（昭23法48）及び生活保護法（昭25法144）

市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保管する遺留金銭等の取扱いについては、以下の措置を講ずる。

・省令を改正し、葬祭扶助（生活保護法18条）を行った場合であって、遺留金銭等を保護費に充当し、なお残余を生じたときには、相続財産管理制度だけでなく弁済供託制度についても活用可能とする。

[措置済み（生活保護法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第198号））]

・市町村が、相続財産管理制度（民法952条）又は弁済供託制度（民法494条）を活用して遺留金銭等を処理するための必要な手続等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

（関係府省：厚生労働省）

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

143

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

地籍調査実施主体への相続財産管理人選任請求権の付与

提案団体

旭川市

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

地籍調査対象土地の所有者が死亡しており、その所有者について戸籍上の法定相続人が存在しない又は法定相続人の全員が相続放棄している(以下「相続人不存在」という。)場合に、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権を付与する民法第952条第1項の特則規定を国土調査法に設ける。

具体的な支障事例

地籍調査とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。中でも筆界の調査は重要であり、筆界は土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人(以下「所有者等」という。)の立会及び確認を得て調査を行うが、所有者等の立会及び確認が得られないときは原則として筆界未定となる。

ただし、地籍調査作業規程準則第30条第3項の規定により、所有者等の所在が明らかでないため立会いを求めることができない場合で、かつ、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合においては、関係行政機関(登記所)と協議の上、所有者等の確認を得ずに調査することができる。他方、相続人不存在の場合には、左記の規定にいう「所有者等の所在が明らかでない」場合に文言上該当しないことから、民法第952条に基づく家庭裁判所への相続財産管理人の選任請求を行った上で、相続財産管理人の立会及び確認により筆界確認を実施せざるを得ない。

当市では、所有権登記名義人の死亡後、相続登記がされないままその法定相続人が相続人なくして死亡してしまった土地につき、当該土地の名義人の親族等に相続財産管理人の選任請求を提案したが、費用面の問題を理由に断られ、更には検察官にも断られたため、相続財産管理人による立会及び確認を実施することができず、筆界未定として処理せざるを得なかった事例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地籍調査において筆界確認を実施することができず筆界未定となれば、隣接地所有者に非がないにも関わらず、自己所有地についての売却や担保権の設定が困難となり資産価値が下落するといった不利益が生じる。そこで、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権を付与することにより、相続財産管理人による筆界確認が可能となり、その結果、筆界未定を回避することができるほか、その後の用地買収における売買契約等が円滑に実施できるなど、公共事業の迅速化という観点からも有益である。加えて、所有者のない不動産に係る国庫帰属手続にも資することができる。

根拠法令等

民法第952条第1項、地籍調査作業規程準則第23条、30条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、千歳市、福島県、川崎市、平塚市、三浦市、中井町、福井市、佐久市、半田市、豊田市、犬山市、大牟田市、熊本市、宮崎県

○当市においても同様の支障事例はあり、筆界未定として処理をしている。

○当県の一部の市町村においても、登記名義人の死亡後に相続登記がされていない土地が多数存在しています。近年、法定相続人全員が相続放棄する事案こそ発生しておりませんが、法定相続人の数名から放棄する旨の通知を受けることもあることから、今後、法定相続人全員が相続放棄するケースの発生を危惧しているところです。また、登記名義人が相続をせずに死亡している土地や、死亡した登記名義人の公用請求も探索に限界があることから、相続人不存在による筆界未定地として処理せざるを得ない事例も発生しており、筆界未定地に隣接する土地所有者にとっては不利益となるため、筆界未定地の解消に対して特に強い要望を受けています。今後、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権が付与されれば、相続財産管理人による筆界確認が可能となり、その結果、筆界未定を回避することができるほか、その後の用地買収における売買契約等が円滑に実施できるなど、公共事業の迅速化という観点からも有益です。

○当市では、平成 27 年度に地籍調査事業を再開し、実施しています。今後、本格的に事業を推進していく中で、当市においても、土地所有者の相続人全てが死亡している土地や相続人がいない土地等の調査を行うことが考えられます。その場合、現行の制度では、当該地の境界が確認できないため、隣接地を含むこれらの土地について、やむを得ず筆界未定として処理することになります。これにより、当該地の管理放棄状態は継続し、隣接地を含め売買が困難になる等、利用上の制約を受けることになります。今後、国土調査法の規定が見直され、地籍調査実施主体に相続財産管理人の選任請求権を付与されることになれば、現土地管理者や隣接土地所有者等に対して制度の活用を促し、相続財産管理人として境界を確認してもらうことで、土地の筆界未定を回避し、地籍調査事業の成果を向上させることができます。さらには、この土地が適切に管理、処分されることで、管理放棄地の解消、土地の利活用、公共事業の円滑な実施を図ることができます。

○当県においても地籍調査を実施したが所有者の所在が不明等で境界立会ができず、境界を定めることができない事案がこれまでも発生しており、課題解決に向けた対策が必要となっている。

各府省からの第 1 次回答

地籍調査作業規程準則第 30 条第 4 項(令和 2 年 6 月 30 日改正。改正前の同条第 3 項)は、所有者等の調査を行ったとしても所有者等の所在が明らかでなく、立会いを求めることができない場合に一定の要件の下で、立会いを省略できる規定である。ご指摘の「相続人不存在」とは、地籍調査の実施主体が戸籍を調査し、所有者となり得る相続人の調査を行った結果、該当する者が判明しなかった場合であり、「所有者等の所在が明らかでない場合」に含まれる。

上記取扱いについて、必要に応じて、地方公共団体向けの説明会等で周知することを検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第 1 次回答のとおり、地籍調査作業規程準則第 30 条第 4 項(以下「同項」という。))の「所在がいずれも明らかでない場合」に「所有者の相続人が不存在かつ利害関係人が存在しない場合」が含まれると解釈しても、同項には「地積測量図その他の筆界を明らかにするための客観的な資料を用いて関係行政機関と協議の上、筆界案を作成」する要件が課されている。地積測量図は存在するが、作成年度が古いため現地復元性がない場合や、そもそも地積測量図その他の筆界を明らかにするための客観的な資料が存在しない場合には、同項を適用することができない。この場合、相続財産管理人の選任請求を行った上で相続財産管理人による立会いのもと、筆界確認を行う以外に筆界未定を回避する術がないことから、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権を付与する規定を国土調査法に設けていただきたい。

なお、国土交通省の全国調査によると、平成 28 年度に地籍調査における一筆地調査を実施した 622,608 筆のうち、最終的に土地所有者等の所在不明で立会いが困難であった土地は 2,526 筆であり、このうち同項に規定する客観的な資料により筆界確認をすることができたものは 25%未満の 618 筆であった(地籍問題研究会第 21 回定例研究会(国土交通省報告「中長期的な地籍整備の推進に関する検討状況(中間取りまとめの概要)」))。このような実情から、多くの追加共同提案が寄せられたものと思料する。

加えて、同項の「所在がいずれも明らかでない場合」に「所有者の相続人が不存在かつ利害関係人が存在しない場合」が含まれると解釈することは文理上困難であるところ。説明会での周知にとどまらず、準則上での明文化又は解釈通達の発出により、取扱いを明確に示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大牟田市】

回答のとおり、相続人が不存在又は相続人全てが死亡の場合については、地籍調査作業規程準則第30条4項に規定する「所有者等の所在が明らかでない場合」により調査を行うものとするが、筆界を明らかにする客観的な資料が存在しない場合は、この規定によることができない。また、相続財産管理人が選任されることで、その財産が処分又は活用され、所有者不明土地の解消にもなるため、引き続き、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権の付与について検討されたい。

地方六団体からの意見

【全国市長会】

近年の豪雨災害等により、相続人不存在の土地が復旧工事等の対象地となり、支障が生じることも想定されるとの意見が寄せられているため、提案の実現を求める。

各府省からの第2次回答

地籍調査実施主体に相続財産管理人の選任請求権を一律に付与する旨の明文の規定を国土調査法に設けることについては、土地の所有者等の確認を得るために相続財産管理人を選任することは調査の手続としては迂遠であり多大な時間と費用を要することから、地籍調査の円滑化・迅速化を図る観点から慎重な検討を要するものと考えられる。

地積測量図その他の筆界を明らかにするための客観的な資料が存在しない場合には、ご指摘のとおり地籍調査作業規程準則第30条第4項は適用されないが、調査対象地域の調査結果を早期に確定するため、一部につき筆界未定とすることは、否定すべきものではない。同条の解釈及び客観的な資料に関する登記所との事前相談については、今年度中をめどに取扱いを明確化する文書を発出したい。

なお、地籍調査を実施した結果、筆界の確認が困難であったため、筆界未定として表示されることとなった場合においても、本年9月29日に施行される改正不動産登記法の規定に基づき地方公共団体が自ら筆界特定の申請を行い、その解消を図っていくことも考えられる。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【法務省】

(3)国土調査法(昭26法180)

地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、登記簿上の土地の所有者が死亡し戸籍上相続人のあることが明らかでない場合(相続人全員が相続放棄をした場合を含む。)も、同条4項の「土地の所有者の所在が明らかでない場合」に該当することを明確化するため、「土地所有者等の所在が明らかでない場合における筆界の調査要領」(平23国土交通省土地・水資源局)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

(関係府省:国土交通省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

210

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

関係法律等に基づく計画策定の義務付け(実質的な義務付けとなっている努力義務を含む)を見直すこと

提案団体

福島県

制度の所管・関係府省

- ①内閣府
- ②厚生労働省
- ③④内閣府
- ⑤⑥⑦厚生労働省
- ⑧法務省

求める措置の具体的内容

関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものについて、策定、改定の時期、計画の内容について、自治体が必要性や実態を踏まえて判断できるような任意規定とすること。

また、実質的には義務付けとなっている努力義務について、策定が任意であることを周知すること。

具体的な支障事例

関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものが多く、その一つ一つに係る当初計画の策定や大綱見直し等による改定作業が、自治体にとって大きく負担となっている。

限られた人員体制の中で行政サービスを提供する各自治体が、その計画の必要性、自治体における現状を踏まえて、策定するかしないかも含めての判断を尊重するよう求めるもの。

また、努力義務・できる規定となっている計画についても、計画策定状況を公表するなど、実質的な義務付けとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定等の作業が必要なもののみに収斂(しゅうれん)されることによる自治体の負担軽減。

限られた人員や体制を、計画そのものでなく、住民が求める実質的なサービスにシフトすることが出来る。

根拠法令等

<義務>

①都道府県基本計画(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3)

②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22)

<努力義務・できる規定>

③都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条)

④都道府県計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条)

⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)

⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)

⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画)(平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)

⑧地方再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、高崎市、千葉市、三鷹市、川崎市、加賀市、長野県、知多市、鳥取県、防府市、宮崎市、指宿市

○自治体で計画の内容、必要性を判断できるようになると事務負担の軽減が図られる。また、例えばマイナンバーカード交付円滑化計画の月次報告など、国への報告頻度が著しく過剰なものもあり、報告頻度の見直しも強く求められる。

○関係法律等により、計画策定が義務付けられているものが多く、計画の策定後においても、指針見直し等による改訂作業、進捗管理等が、自治体にとって大きな負担となっている。

計画策定が補助金を受けるための前提となっているのみならず、努力義務・できる規定となっている計画についても、各自治体の計画策定状況を公表するなど、実質的な義務付けとなっている。

当市においても、令和2年度に14件のパブリックコメントを実施する予定で、アンケートやワークショップ等も増加し続けており、市民参画手続制度の簡素化、選択化も必要である。

限られた人員体制の中で行政サービスを提供する各自治体が、制度変化への対応も困難を極める中、計画策定や工程管理という作業に多くの時間を費やすことにより、業務本来の目的を見失うことのないよう、各自治体の現状を踏まえた判断を可能とするよう求めるもの。

○現在、全国知事会の地方分権改革推進特別委員会の下に設けられている「地方分権改革の推進に向けた研究会」において同様の議論がなされており、当該研究会の第2回会議における「資料1(P19～P22)」の中で、地方に対する各種計画策定規定が増えていることが示されている(下記 URL 参照)。

http://www.nga.gr.jp/data/activity/committee_pt/research/chihou_bunken_kaikaku_suishin_kenkyuu_kai/1582611970871.html

これらは、法令上努力義務規定・任意規定であっても、財政措置の要件となっているなど、事実上策定せざるを得ないものも多く、人的リソースの乏しい地方公共団体(特に小規模な市町村)にとっては対応が困難な場合がある。

地方自治体が既に策定している各種計画に、関係法令が規定する計画の趣旨にかなう記載があれば、新たな策定を不要とするなど、地方の自主的政策判断を尊重すべきである。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく都道府県基本計画については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実効ある推進を図るため、第一線でこうした施策に取り組むこととなる都道府県が、その実施に関する基本計画を定めることが必要であるとの考えから、平成16年の議員立法による法改正において、盛り込まれたものである。

都道府県基本計画については、既に全都道府県において策定済みであり、その内容については、適切な時期に見直しをいただき、DV防止法に基づく施策を進めていただくことが必要である。

なお、国においては、都道府県における策定が円滑になるよう、DV防止法に基づき、その策定指針となる基本方針を、策定している。

③「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)に基づく都道府県子ども・若者計画の策定については、国と地方公共団体が連携の下、全体として子供・若者の健やかな育成を図るため、国の子ども・若者育成支援推進大綱を勘案し、同計画を定めることとされている一方で、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきとの地方分権の趣旨から、努力義務とされているものである。

また、都道府県子ども・若者計画等が財政措置の要件になっていることは承知していないが、既に同計画を策定済みの都道府県においては、その内容について、子ども・若者育成支援推進法に基づく同大綱を勘案しながら、適切な時期に見直しをいただき、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策を進めていただきたいと考える。

なお、同計画について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体として策定しても差し支えない旨の運用をしているところ。

④「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)に基づく都道府県基本計画については、平成25年の法案策定の際に、議員立法において、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うため、子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月閣議決定)

を勧告し、都道府県子供の貧困対策計画を策定するよう、努力義務として盛り込まれたものであると承知している。

また、同法律の改正法の公布時(令和元年6月19日)に各都道府県及び各政令指定都市に対して、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えない旨の事務連絡を発出している。

【法務省】

⑧地方再犯防止推進計画は、犯罪者等の社会復帰を促進し、安全安心な社会を実現するための重要な計画として位置付けられているところ、地方公共団体における計画の策定は、努力義務(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)とされており、財政措置の要件等とされているものではない。

また、計画策定の時期や手続についても、策定した計画を遅滞なく公表する努力義務を定めているのみであり、地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではない。

【厚生労働省】

②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22)について

障害児福祉計画については、障害福祉計画と一体的に作成することができることとされているところであるが、このうち、例えば障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては、国の施策として、地域におけるサービス提供の整備状況等に大きな格差が生じ、障害者が必ずしも自らの選択によるサービスの提供が受けられないという問題等が生じないようにし、どの地域においても必要な障害福祉サービス等を提供することを目的に、策定を義務付けているもの。仮に努力義務とした場合、前述の目的を達成できなくなる可能性があるため、努力義務化することは困難。

他方、計画の記載事項の一部、例えば障害福祉サービス等の必要な見込量の確保方策といった具体的な手法等については、努力義務として柔軟性を持たせることで、各自治体の実情に応じた対応をとれるよう配慮した内容となっている。

なお、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)において、障害福祉計画のうち、障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては義務付けの存置を許容されているところであり、本提案はこれまで示されていた方針と矛盾することになってしまう。

以上のことから、策定が義務付けられている障害児福祉計画について、努力義務とすることは困難である。

⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条に規定する都道府県行動計画の策定については、「できる規定」であって策定は任意化されており、策定する場合であっても、特定の事項のみの作成とすることも含めた、柔軟な対応が可能である。加えて、行動計画策定指針(平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第66号)第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えないこととしており、自治体の負担にも配慮したものとなっている。

以上については、「行動計画策定指針の一部を改正する告示の適用について」(厚生労働省子ども家庭局長通知 子発1210第4号令和元年12月10日)をはじめ、昨年度も含め既に繰り返し通知で明記して周知しているところであり、再度の周知は不要であると考えている。

⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)

ひとり親家庭等に対する施策が総合的かつ計画的に展開され、個々のひとり親家庭等に対して効果的に機能するためには、都道府県等において、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する自立促進計画を策定し、地域のニーズに対応した支援施策を計画的に実施していただくことが重要である。このため、国としては各都道府県等のニーズに則した自立促進計画の策定にご尽力いただきたいと考えており、法律上策定が努力義務になっていることをもって、策定が任意であるとお示しをすることは困難である。

⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画)

(平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)

平成28年改正児童福祉法において、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記する抜本的な改正が行われた。この家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を計画的かつ速やかに実現するためには、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を示し、取り組むべき支援策を明確にする必要があることから、各都道府県に対して社会的養育推進計画の策定をいただきたい旨を通知しているところである。国としては、各地域の実情は踏まえつつも、社会的養護を必要とする児童が家庭と同様の環境において養育されることなど、子どもの最善の利益はいずれの地域においても実現されるべきと考えており、社会的養育推進計画の策定が子ども家庭局長の通知に基づくものであることをもって、策定が任意であるとお示しをすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①DV対策基本計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、女性・男女共生、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。県独自の計画体系に加えて、法定義務の計画が一つ加われば、一つの計画だけをとって見れば一定程度の事務負担であったとしても、法律で定める県行政計画が300弱に上る現在においては、計画策定のための照会・回答・調整・計画間の整合性チェック等を県部局間で相互に繰り返すことになり、また市町村への照会・回答も増えるため、地方全体の事務負担は膨大になる。地方の行政計画を努力義務とする規定の見直しを求める。その上で、関係者の連携会議の集約結果をもって計画策定に代えるなど、行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。

②障害児福祉計画への回答に対して、地域ごとの必要な福祉サービスの量を見込むことは必要であるが、それを実施するために行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。たとえば、関係者の協議会において一定項目についての福祉サービスの需給見込みを記した文書を承認すればよい、と定めるなど。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。

行政需要を見込むための計画には、ほかに子ども子育て支援法第62条の「子ども・子育て支援事業支援計画」などがあり、今後もこの種の行政需要を見込むための計画が一方的に増えることがないように願いたい。

③子ども若者計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。その上に次世代育成、少子化対策、こどもの貧困、子ども・若者育成などの部局横断的観点から計画の努力義務が何重にも課されているため、職員は法律の要請に応えるため相互に照会・回答・調整・既存計画との整合性チェックを繰り返し、これに膨大な労力を費やし、実質的な政策推進に注がれるべきエネルギーが削られている。

盛り込む内容が重複する他の計画と一体として策定しても差し支えないとあるが、一体として策定した場合それぞれの国基本指針等に配慮する必要がある、その内一つが改正されれば全体を改定する必要性が生じてくる。そもそも少子化社会対策基本法、次世代法、子ども若者法、子どもの貧困対策法は政策分野が重なり、整理が必要と考える。

④子どもの貧困対策計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。その上に次世代育成、少子化対策、こどもの貧困、子ども・若者育成などの部局横断的観点から計画の努力義務が何重にも課されているため、職員は法律の要請に応えるため相互に照会・回答・調整・既存計画との整合性チェックを繰り返し、膨大な労力を費やし、実質的な政策推進に注がれるべきエネルギーが削られている。

盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えないとあるが、一体として策定した場合それぞれの国基本指針等に配慮する必要がある、その内一つが改正されれば全体を改定する必要性が生じてくる。そもそも少子化社会対策基本法、次世代法、子ども若者法、子どもの貧困対策法は政策分野が重なり、整理が必要と考える

⑤都道府県行動計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。その上に次世代育成、少子化対策、こどもの貧困、子ども・若者育成などの部局横断的観点から計画の努力義務が何重にも課されているため、職員は法律の要請に応えるため相互に照会・回答・調整・既存計画との整合性チェックを繰り返し、膨大な労力を費やし、実質的な政策推進に注がれるべきエネルギーが削られている。

他の計画と一体のものとして策定して差し支えないとあるが、一体として策定した場合それぞれの国基本指針等に配慮する必要がある、その内一つが改正されれば全体を改定する必要性が生じてくる。そもそも少子化社会対策基本法、次世代法、子ども若者法、子どもの貧困対策法は政策分野が重なり、整理が必要と考える。

また、5年を一期とする計画期間についても、柔軟な対応が可能であることを明確にされたい。

⑥自立促進計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、女性・男女共生、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。県独自の計画体系に加えて、実質的な義務付けとなっている法定努力義務の計画が一つ加われば、一つの計画だけをとって見れば一定程度の事務負担であったとしても、法律で定める県行政計画が300弱に上る現在においては、計画策定のための照会・回答・調整・計画間の整合性チェック等を県部局間で相互に繰り返すことになり、また市町村への照会・回答も増えるため、地方全体の事務負担は膨大になる。②の計画同様、地域ごとの必要な福祉サービスの量を見込むことは必要であるが、それを実施するために行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。

⑦社会的養育推進計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、女性・男女共生、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。行政計画の策定となれば、審議会での

の検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。県独自の計画体系に加えて、実質的な義務付けとなっている行政計画が一つ加われば、一つの計画だけをとって見れば一定程度の事務負担であったとしても、法律で定める県行政計画が300弱に上る現在においては、計画策定のための照会・回答・調整・計画間の整合性チェック等を県部局間で相互に繰り返すことになり、また市町村への照会・回答も増えるため、地方全体の事務負担は膨大になる。地方の行政計画を増やさない方策を求める。例えば、関係者の連携会議の集約結果をもって計画策定に代えるなど、行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。

⑧再犯防止推進計画への回答に対して、本計画は、特別な財政措置もなく計画策定の努力義務を課すもので、財政措置の前提として計画策定を求めるものより実質的な負担は大きい。自治体の自主的な判断を妨げないとしても、法務省、保護司団体、議員等から継続的に様々な働き掛けがあつて、実質的に義務になっている。計画に盛り込むべき政策は、就労・住居支援、薬物依存対策、高齢者・障害者支援、青少年健全育成など、すでに行政計画を策定して推進している政策であり、対象者である「犯罪をした者等」を判別や区別できない状況では、行政計画は屋上屋の感が否めない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3に基づく都道府県基本計画の策定の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止又は「できる」規定化もしくは努力義務化するべきである。

また、「できる」規定及び努力義務規定のものも含め、計画の策定の義務付けについては、地方の自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるよう見直しを行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画の策定等に係る努力義務規定や「できる規定」は、法的に各地方公共団体に計画の策定等を義務付けるものではなく、各地方公共団体の判断に委ねられているものと解すべきではないか。

○地方公共団体は関係者と調整を図りながら必要な施策を計画的に講じており、計画の策定に関する規定は不要ではないか。

○計画の策定に係る規定を存置する場合でも、各地方公共団体の総合計画をはじめとする既存の計画や会議の集約結果等を法律等に基づく計画とみなすことを可能にするなど、計画策定に係る地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討すべきではないか。また、特に市町村における計画策定については一層の配慮が必要ではないか。

○計画の改定等のタイミングや計画の期間については、各地方公共団体の判断に委ねられていることを改めて明確に示すべきではないか。

○複数の法定計画を地方公共団体において一体的に策定することも許容されているとのことだが、地方公共団体は、策定等に当たり各法律等の内容に配慮する必要があるとともに、各大綱等の改定に伴い計画の改定を求められるという実態がある。国において、法定計画の統合、大綱等の改定時期の統一など、地方公共団体の事務負担を軽減するための見直しが必要ではないか(③、④、⑤、⑥に基づく計画)。

○第3次勧告に照らして適当でない公表の義務付けについては見直すべきではないか(①、③、④に基づく計画)。

各府省からの第2次回答

【内閣府】

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく都道府県基本計画については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実効ある推進を図るため、第一線で施策に取り組むこととなる都道府県が、その実施に関する基本計画を定めることが必要であるとの考えから、平成16年の議員立法による法改正において、盛り込まれたものである。

基本計画策定の趣旨は、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護の施策を地域の実情を踏まえつつ、きめ細かな施策の実施を図ることにある。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策は、一般的な広報啓発等から、個別のケースに対応して行われる一時保護等、広範多岐にわたるものであり、また、こうした

施策を総合的に実施していくためには、施策の基本的な取組方針、施策全体の方向性等を定めることにより、それぞれの施策を効率的、効果的に連関させることが重要であることから、計画を策定し、施策の実効性・有効性を担保する必要がある。

また、地方分権改革推進委員会第2次勧告(平成20年12月8日)においても、DV防止法に基づく都道府県計画の策定に関しては、「国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合」に該当するものとされており、義務付けの存置を許容するものと整理されているが、現在もその状況は変わらない。

一方で、DV防止法に基づく計画については、他の計画との統合は可能(既に多くの都道府県で実施済み)であり、計画期間(有無を含め)や計画改訂等の時期は、都道府県の裁量に委ねられている。このことについては、地方公共団体に対し、適切に周知を行うこととしたい。また、どの範囲までを計画という形式で定めるかも各都道府県による一定の裁量が認められていることから、計画策定の事務負担軽減については、都道府県による工夫が可能であると考えている。

基本計画の策定・変更の場合には、遅滞なく、広く住民に周知を行うことにより、被害者や関係者をはじめとする住民全体が当該地方公共団体における支援体制や支援内容を容易に確認することができるようになり、それぞれの立場で、配偶者暴力の防止や被害者に対する保護・支援を適切に講ずることが可能になることから、公表の義務付けは重要であると考え。なお、公表の方法について、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表をしていただきたいと考えている。

③都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条)

法第4条においては、地方公共団体がその区域内における子供・若者の状況に応じて施策を策定し、実施する責務を有することを規定していることから、法第9条は、地方公共団体における計画の策定についての規定を設けているものである。一方、地域における子供・若者育成支援施策の推進に当たっては、地方分権の趣旨から、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきであり、法に基づく都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画の策定・見直しについても、各地方公共団体の適切な判断のもとで進められるべきものである。

計画の策定・改定に当たっては、そのタイミングや計画の期間について、それぞれの地域の実情に応じて各地方公共団体が決定可能であり、また、各地方公共団体の総合計画を始めとする既存の計画等についても子供・若者育成支援推進法に基づく大綱を勘案したものであれば、法律等に基づく計画とみなすことも可能である。このことについては、これまで各地方公共団体から個別の問い合わせがあった場合はその旨回答してきており、今後も適切に回答してまいりたい。それに加え、今後都道府県との連絡会議等での周知などを検討していきたい。そのうえで、計画の策定・改定等に当たっては、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱を勘案しながら、当該自治体の判断の下で、適切な時期に行っていただき、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策を進めていただきたいと考える。

公表の義務付けについては、法第10条に規定された「子ども・若者の育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資する」ためにも、住民を始めとした外部の方々が生計の内容を把握できる状況を担保することは重要であり、ひいては、地域において子供・若者育成支援に取り組む様々な方々の意見等の主張の契機及び機会の担保の観点からも重要であると考え。なお、公表の方法について、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表をしていただきたいと考えている。

④都道府県計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条)

「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)」は議員立法により制定されたものであり、法第4条において、地方公共団体は、地域の状況に応じた子どもの貧困対策に係る施策を策定・実施する責務を有することを規定し、同法第9条において、都道府県及び市町村は、同法に基づく大綱を勘案して計画を定めるよう努めることとされている。一方、地域における子どもの貧困対策の推進に当たっては、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきであり、計画の策定・見直しについても、各地方公共団体の適切な判断の下で進められるべきものである。

計画策定に係る地方公共団体の事務負担の軽減方策については、既に同法の議員立法による改正法の公布時(令和元年6月19日)に、各都道府県及び各政令指定都市に対して、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えない旨を事務連絡により示している。さらに、平成28年度から地方公共団体が計画を策定・見直しする際の事務費や実態調査に要する費用について交付金による財政支援を行っているほか、地方公共団体が実態調査を行う場合の参考となるよう、本年3月、実態調査の共通調査項目案を作成・公表している。これらの事務負担の軽減方策については、これまでも機会を捉えて地方公共団体に対して周知してきており、今後も引き続き情報提供を行ってまいりたい。

計画策定のタイミングや期間については法定されておらず、地域の実情に応じて地方公共団体が決定可能であ

る。前述のとおり、計画については、大綱を勧案して、他の法定計画と一体のものとして策定することが可能であり、地方公共団体の判断により、他の法定計画の策定・改定のタイミングに合わせて同計画を策定していただくことも可能である。このことについては、地方公共団体への説明の場等での周知や、地方公共団体から個別の問い合わせがあった場合にその旨を説明してまいりたい。

計画の公表の義務付けについては、子どもの貧困の実態が見えにくく捉えづらいため支援が届きにくいことを踏まえ、住民を始めとした外部の方々が計画の内容を把握できる状況を担保することは重要であり、ひいては、地域において子どもの貧困支援に取り組む様々な方々の意見等の主張の契機及び機会の担保の観点からも重要であると考え。なお、公表の方法について、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表をしていただきたいと考えている。

【法務省】

⑧地方再犯防止推進計画は、犯罪者等の社会復帰を促進し、安全安心な社会を実現するための重要な計画として位置付けられていることから、法務省においては、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」の配布、再犯防止施策の動向や他の地方公共団体における取組状況等に関する情報提供など、地方再犯防止推進計画の策定を検討中の地方公共団体に対する支援を行っているところ、これらは、地方公共団体による計画策定の検討に資する材料を提供することなどを目的とするものであり、計画策定の要否に関する地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではない。

また、地方再犯防止推進計画を他の計画と一体的に策定することは可能であり、現にそうした実例も複数存在し、法務省から地方公共団体に送付した「地方再犯防止推進計画策定の手引き」においてもその旨明示しているところである。

法務省としては、地方公共団体がその自主性及び自立性が十分発揮できるよう努めてきたところではあるが、御指摘を踏まえ、改めて、計画の策定等に係る規定は努力義務規定であって地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではないこと及び他の計画と一体的に策定することが可能であることについて、地方公共団体に周知するとともに、引き続き、再犯防止の取組を進めるに当たって必要な情報の提供など、地方公共団体のニーズを踏まえた支援を行ってまいりたい。

【厚生労働省】

②都道府県障害児福祉計画（児童福祉法第 33 条の 22）について

地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会でも申し上げたとおり、障害児福祉計画は、各地域において、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものであり、

- ・障害者総合支援法の基本理念を達成するため、どの地域においても必要な障害福祉サービス等の提供体制を確保するために必要な見込み量を設定するもの

- ・障害福祉サービス等の必要な見込み量を定め、必要量を超えて指定の申請が出てきたときには、都道府県は指定を拒否することができる、いわゆる総量規制の制度の根拠となるもの

となっていることから、引き続き計画として作成する必要がある。

また、地方分権改革推進委員会による第3次勧告（平成 21 年 10 月 7 日）において、障害福祉計画の策定及び障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては義務付けの存置を許容されているところ。

ただし、その作成方法については事務負担等を考慮し効率的な方法をとることは差し支えない。

計画を作成するに当たっては、

- ・国の定める指針において、地域の実情に即した実効性のある内容とする観点から、幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画等作成委員会を意見集約の場として設置することが考えられること

- ・障害者総合支援法第 89 条第 7 項及び児童福祉法第 33 条の 22 第 6 項において、障害者等への支援の体制の整備を図る観点から、関係機関等により構成される協議会を設置している場合、当該協議会の意見を聴くよう努めること

- ・障害者総合支援法第 89 条第 8 項及び児童福祉法第 33 条の 22 第 7 項において、当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議等することとされている障害者基本法第 36 条第 1 項の合議制の機関の意見を聴かなければならないこと

とされているところ。

この点、提案団体の見解において「関係者の協議会」の活用について触れているが、障害者基本法第 36 条第 1 項の合議制の機関を「関係者の協議会」としていただくことにより、効率化を行うことが可能である。

具体的には、国の定める基本指針において、障害福祉計画等作成委員会として障害者基本法第 36 条第 1 項の合議制の機関を活用できる旨を記載しており、これにより「関係者の協議会」＝「障害福祉計画等作成委員会」＝「前述の障害者基本法第 36 条第 1 項の合議制の機関」とすることが可能となっており、事務負担の軽減が可能となっている。

また、現時点でも既に、障害児福祉計画に盛り込む事項について、記載が努力義務となっている事項（例えば、必要な障害福祉サービス等の見込み量の確保方策）があり、その事項については各自治体の実情に応じて記

載するか判断できるため、事務負担を軽減する余地があるところ。

なお、パブリックコメントの有無については、行政手続法の趣旨に基づき各地方公共団体において条例において定めているものであること、議会説明及び県庁内の幹部会議への説明については各地方公共団体毎の意思決定の方法の問題であることから、それぞれ提案団体内において、負担軽減のための取組について検討を行っていただきたい。

⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)

一次回答でもお答えしたとおり、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条に規定する都道府県行動計画(以下「行動計画」という。)の策定については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第66号)(以下「支援法」という。)の制定に伴い、次世代育成支援対策の中核となる保育サービスや各種の子育て支援事業は同法に引き継がれたことから、「できる規定」になり策定は任意化されている。また、策定する場合であっても、特定の事項のみの作成とすることも含めた、柔軟な対応が可能である。行動計画策定指針(平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)において、支援法第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)と一体のものとして策定して差し支えない、また計画の策定手続きについても、一体的に処理して差し支えないとしており、自治体の負担にも配慮したものとなっている。行動計画策定指針において、行動計画と事業計画との一体策定を明示しているのは、前者が次世代育成支援対策のために策定するものであること、後者が次世代育成支援対策の中核となる保育サービス等の推進のために策定するものであること、という両者の目的の類似性に着目しており、両者を一体的なものとするれば計画期間の問題も生じないため、国としては行動計画と事業計画の一体策定を推奨している。

なお、行動計画の期間が5年となっていることについては、ご提案も踏まえ、柔軟な取扱いが可能である旨、周知を行うこととしたい。

⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)

第1次回答でお答えした通り、ひとり親家庭等に対する施策が総合的かつ計画的に展開され、個々のひとり親家庭等に対して効果的に機能するためには、都道府県等において、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する自立促進計画を策定し、地域のニーズに対応した支援施策を計画的に実施していただくことが望まれている。もとより当該規定を法律に盛り込んだ平成14年の法改正当時から、法律上、自立支援計画の策定は任意としており、策定するか否かの判断は都道府県等の裁量に委ねられている。一方で、国としては、地域のニーズに対応したひとり親家庭等への支援施策を着実に実施していただくため、地域住民や関係機関等のご意見を聴取いただきながら、地域の実情を踏まえつつ、自立促進計画を策定いただくことが望ましいと考えている。

なお、自立支援計画についてはもとより他の内容が近接する計画と一体のものとして策定して差し支えないものであるが、この旨を改めて明確化し都道府県等に周知するなど、計画策定に当たっての都道府県等の負担を減らすことができるよう国として今後とも尽力していきたいと考えている。

⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画)

(平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)

第1次回答でお答えした通り、平成28年改正児童福祉法において明記された子どもの家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を計画的かつ速やかに実現するためには、都道府県等における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を示し、取り組むべき支援策を明確にすることが望まれている。もとより局長通知に基づき技術的助言として都道府県等に社会的養育推進計画の策定を依頼しているところであり、法令上社会的養育推進計画の策定を義務付ける根拠はなく、策定するか否かの判断は都道府県等の裁量に委ねられている。一方で、国としては、社会的養護を必要とする児童が家庭と同様の環境において養育されることなど、子どもの最善の利益はいずれの地域においても実現されるべきと考えており、社会的養育を着実に推進していただくため、地域住民や関係機関等のご意見を聴取いただきながら、地域の実情を踏まえつつ、社会的養育推進計画を策定いただくことが望ましいと考えている。

なお、計画の策定に当たっては、計画の策定要領を示しているほか、都道府県等に対し計画の策定に当たっての課題等に関するヒアリングを実施するなどして、国として支援策を講じてきているところ。今後とも、都道府県等における社会的養育の推進を計画的に進められるよう国として都道府県等における取組を支援していくとともに、計画策定に当たっての都道府県等の負担を減らすことができるよう国として今後とも尽力していきたいと考えている。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定) 記載内容

5【内閣府】

(6)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平13法31)

基本計画(2条の3第1項及び同条第3項)については、地方公共団体の判断により、関係機関による協議会等

における協議結果を計画の一部として活用することが可能であること、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

(8) 子ども・若者育成支援推進法(平 21 法 71)

子ども・若者計画(9条1項及び2項)については、以下のとおりとする。

・子ども・若者育成支援推進大綱(8条1項)を勘案した内容であれば、総合計画など地方公共団体における既存の計画等を当該計画とみなすことが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

・令和2年度中を目途に策定することとしている子ども・若者育成支援推進大綱の改定の時期については、地方公共団体及び「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」の意見を踏まえ、政策的に関連の深い他の大綱等の改定の時期に合わせる方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(12) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平 25 法 64)

子どもの貧困対策についての計画(9条1項及び同条2項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。

5【法務省】

(7) 再犯の防止等の推進に関する法律(平 28 法 104)

地方再犯防止推進計画(8条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であること等を明確化するため、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」(令元法務省)を改定し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

5【厚生労働省】

(5) 児童福祉法(昭 22 法 164)

(iii) 障害児福祉計画(33条の20第1項及び33条の22第1項)については、計画に定めるように努めるものとされている事項(33条の20第3項及び33条の22第3項)を記載するか否かは地方公共団体の判断によること、地方公共団体において障害者基本法(昭 45 法 84)36条1項及び4項の合議制の機関を設置している場合には、当該計画の策定及び変更に向けた意見集約の場として当該機関を活用することができることを、地方公共団体に次回の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平 29 厚生労働省告示 116)の改正時に改めて通知する。

(26) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭 39 法 129)

(ii) 自立促進計画(12条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村(以下この事項において「都道府県等」という。)がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、都道府県等に令和2年度中に通知する。

(31) 次世代育成支援対策推進法(平 15 法 120)

(i) 行動計画(8条1項及び9条1項)については、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

(46) 社会的養育推進計画の策定に関する事務

社会的養育推進計画については、地域の実情を踏まえつつ、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(特別区を含む。以下この事項において「都道府県等」という。)の判断により策定されるものであることを、都道府県等に令和2年度中に通知する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

239

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

特別永住者証明書の交付方法の弾力化

提案団体

宝塚市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

申請者の利便性の向上、窓口業務の負担軽減の観点から、特別永住者証明書の申請者本人、代理義務者(同居している配偶者及び6親等内の血族又は3親等内の姻族)または取次者(別世帯の親族等)が申請時に来庁した場合は、交付時の本人出頭義務を免除し、郵送(本人限定受取郵便、簡易書留等)による交付を可能とすること。

具体的な支障事例

【現状】

特別永住者証明書の申請受付及び交付事務は、法定受託事務として市町が実施している。

特別永住者証明書の有効期間は7年間であり、特別永住者は7年毎に特別永住者証明書を更新申請しなければならない。申請時と交付(受領)時の2回の出頭義務が課せられている。

【支障】

更新申請時と交付(受領)時の2回ともに、本人または代理人もしくは取次者が市役所窓口に来庁しなければならない。申請者の負担はもとより窓口の事務負担にもなっている。一方、マイナンバーカードの場合、申請時もしくは受領時のいずれか1回の来庁で手続きが完了し、交付手続きの簡素化が図られている。

本人以外の者が手続きできる要件が限られているため、更新手続きを行う義務を履行することが困難になっている特別永住者が存在する。例えば本人または代理義務者が就労している場合でも、「疾病その他の事由により自ら届出等を行うことができない場合」に該当しないため、別居の親族等が取次者となって手続きを行うことは認められない。そうした場合、更新申請時はともかく、受領のために再度来庁を求めることについて、合理的な説明に苦慮しており、窓口でのトラブルが絶えない。

また、高齢で移動に制約がある場合でも、「疾病その他の事由」に該当しなければ原則として本人が2回出頭する義務があり、クレームが多く発生している。さらに、取次ぎが認められる場合でも、親族が遠隔地にしかおられない場合もあり、申請時はまだしも、交付(受領)のために再度来所を求めることは、時間的・金銭的な負担が大きく、更新手続きを円滑に進めるうえで大きな支障となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

特別永住者である住民の利便性が向上するとともに、窓口の事務負担の軽減に資する。

根拠法令等

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第12条第1項、第19条第1項及び第3項
同法施行規則 第17条第2項及び第4項

市区町村在留関連事務取扱要領 第6
2(6)特別永住者証明書の交付

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、苫小牧市、秋田市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、柏市、相模原市、福井市、沼津市、富士市、西尾市、八尾市、東大阪市、米子市、広島市、徳島市、高松市、久留米市、糸島市、竹田市、宮崎市

- 高齢の方や就労している方にとって、特別永住者証明書交付のための2度の出頭義務は大きな負担となっていることから、マイナンバーカードの交付手続き同様の簡素化が求められる。
- 特別永住者は年々高齢化しており、施設等に入所していたり本人の来庁が困難なケースが増えてきている。また、取次者となり得る親族が県外にしかいない等対応に苦慮するケースもある。
- 窓口混雑の緩和、利用者の負担軽減が図られる。
- 本人限定郵便を使う場合、切り替え前の特別永住者証明書の回収をどうするのかという問題がある。
- 申請を行った後に証明書を受け取りに来ない方がいるため、郵送交付が可能になれば、このようなケースが無くなるのが期待できる

各府省からの第1次回答

特別永住者証明書は、特別永住者という法的地位が付与されていることを対外的に証明する文書であって、当該文書を故意あるいは過誤によって他者が受領したり、それによって不正に利用されたりすることがあってはならず、本人による確実な受領が必要であるところ、現行の入管特例法及び入管特例法施行規則においては、本人受領の担保措置として、申請人本人のほか、代理義務者及び本人が依頼した取次者等が交付の際に出頭することを求めているものであるため、申請人本人等による出頭義務を免除し、郵送による交付とすることは、本人受領の担保をいかに確保するか検討し、制度化する必要があることから直ちに実施することは困難である。なお、令和元年7月から地方出入国在留管理官署において開始したオンラインによる在留申請手続においては、利用申出が承認された所属機関職員、弁護士・行政書士等に対し、郵送での在留カードの交付を認めることとした実績があるところ、これも一定の要件を満たす者のみ限定的に運用しているものであり、特別永住者証明書の交付について直ちに実施するとの整理が可能になるものではありません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法が求める要請の第一は、特別永住者が証更新等の手続きを確実にし、有効な特別永住者証明書を所持する状態を保つことと考える。

しかし、現行の取り扱いでは、受領時に本人又は代理義務者若しくは取次者の出頭が困難な場合には、現実的に証更新等の手続きを躊躇し、手続きが大幅に遅延している事例が少なからず存在する。

取次者による受領が認められるのは、本人等が登録された弁護士又は行政書士若しくは法定代理人に依頼する場合か、本人に疾病等の事由がありかつ別居の親族など省令に定められた要件を満たす者が手続きを行う場合に限定されているため、支障が生じている。したがって、提案の内容を実現していただく必要がある。

また、郵送交付を認めるとしても、マイナンバーカードの交付と同様に本人限定受取や簡易書留といった方法をとることで、本人受領の担保を確保できると考えられ、電子証明が付されたマイナンバーカードより特別永住者証明書の交付手続きを煩雑にする理由とはならないのではないか。

内閣府規制改革推進会議において対面主義の見直しを求められているとともに、骨太の方針2020においても対面主義からの脱却に取り組むとされていることを踏まえ、証更新に限らず可能な限り幅広い手続きで郵送での交付を認める方向で早急に検討していただきたい。

なお、本市としては、原則として本人出頭義務が課された状態には変わりがないため、郵送交付はあくまで例外と位置づけ、郵送での交付を希望する場合には郵送料を実費徴収する方法を想定している。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

提案を踏まえ、郵送交付による本人受領の確実性、郵送代金の負担方法、特別永住者証明書の返納に係る取扱い、交付年月日に係る取扱い等、交付方法の変更に係る必要な検討を行う。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【法務省】

(5)日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平3法71)

以下に掲げる特別永住者証明書の交付については、特別永住者及び市区町村の負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、本人の受領が確保される場合に限り、郵送によることを可能とする。

- ・住居地以外の記載事項の変更の届出に係る交付(11条2項)
- ・有効期間の更新の申請に係る交付(12条3項)
- ・紛失等による申請に係る交付(13条2項)
- ・汚損等による申請に係る交付(14条4項)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

247

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

不動産移転登記等に係る登録免許税の算定の際、電子での評価額情報を利用

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

不動産移転登記等に係る登録免許税を算定する際は、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子での評価額情報を利用して、法務局が算定すること。

具体的な支障事例

不動産の移転登記等を行う際に申請者が登録免許税を算定して申告し、法務局が記載内容を確認する必要があるが、申請者は市町村が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書により算定することとなっている。これにより当市においては不動産移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約5万6千件あり、市町村においては窓口対応に多大な労力がかかっていると同時に、住民にとっても市町村窓口へ来所する手間が生じている。
なお、固定資産税台帳登録事項証明書の記載事項は、地方税法第 422 条の 3 の規定により法務局へ通知することとなっており、法務局でその情報を確認することが可能。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登録免許税においては、法務局が電子による評価情報を確認して税額算定をすることで、不動産の移転登記等の際の固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、住民にとっては証明書の発行の手間の削減につながる。また、市町村にとっては窓口来所者の削減による行政の効率化が図られる。

根拠法令等

登録免許税法第 10 条、第 25 条、第 26 条、附則第 7 条、登録免許税法施行令附則 3、不動産登記規則第 189 条、第 190 条、地方税法第 422 条の 3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

八戸市、滝沢市、仙台市、ひたちなか市、高崎市、千葉市、八王子市、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、豊橋市、豊田市、京都市、兵庫県、広島市、熊本市、宮崎市

○当市でも、申請者（多くは登記事務を代行する司法書士）が提案団体と同様の証明（登記申請用評価証明書）を申請している。
発行件数は年間約 1,700 件であるが、地方税法第 422 条の3の規定により本来は法務局で通知内容を確認し登録免許税の算定が可能のため、市の窓口及び申請者の負担となっている。
○当市では法務局への固定資産評価額通知は、年に1度、当初賦課が確定したのちに行っており（修正された

評価額については評価が確定した都度)、所有権移転のみの場合には通知を行っていませんが、分合筆、地目変更の際には法務局登記官からの依頼により価格通知書を別途発行しています。法務局と市町村の情報連携が一層進められることで、今後、分合筆、地目変更等の場合についてもデータで評価が通知できるようになれば事務の効率化が図れると考えます。

○当市においては平成31年度固定資産税関係証明の発行件数が合計で15,777件であったが、このうちの多くが不動産の移転登記の際の法務局への提出を目的とした固定資産税評価証明書を発行するものであり、市においては窓口・郵送請求対応に多大な労力がかかっていると同時に、住民にとっても窓口来所・郵送請求の手間が生じている。

○税通等のオンライン化に伴い、市町村と登記所との間で相互のデータの受渡しが可能となるため、評価情報を固定資産課税台帳登録事項証明書の添付に頼ることなく確認できるのであれば事務の効率化が図れるので、市民、行政双方の面からも有効と考える。

○当市は毎月電子データで評価額通知を法務局に提出しているが、同法務局が管轄している別市はデータでの通知を行っていない。現状、自治体によって法務局との情報連携自体にばらつきがあるため、「法務局が電子による評価情報から税額算定をする」という一律な措置基準を設けることで、自治体による差も解消されると考える。

○固定資産税台帳登録事項証明書の記載事項は、地方税法第422条の3の規定により法務局へ通知しているものの、法務局より不動産登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書の発行を求められており、事務負担となっている。

○当市においても、相続等に伴う登記のための固定資産課税台帳登録事項証明書発行が多数ある。相続人等の取得権利者及び分合筆による土地の異動等を確認したうえで全筆・全棟分を発行するため、難易度が高い案件が多く、時間を要することが多い。不動産の移転登記等の際の固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となれば、証明書発行業務の負担は減り、他の行政サービスの質の向上が見込まれる。

○当市においても、不動産登記申請を目的とした固定資産課税証明書の申請者は郵送分も含めて年間(平成30年度)で約1万7千件あり、発行対応に多大な労力がかかっていると同時に、住民にとっても窓口へ来所する手間が生じている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、窓口で接触する機会を減らす必要性も高まっている。今後、これを電子化した情報をもとに法務局において登録免許税の算定が可能となれば、これら課題を解消することができ非常に有益である。

各府省からの第1次回答

不動産登記における登録免許税については、登録免許税法において登記を受ける者に納付の義務が課されており(同法第3条)、登記の申請の時までに納付をしなければ申請が却下されることとなり得るものであり(不動産登記法第25条第12号)、登記官は、登記をするときに登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならないとされている(登録免許税法第25条)。

また、登記における登録免許税については、租税特別措置法等の規定による軽減措置の適用を受けようとする場合には、登記の申請時に必要な書類を提供し軽減を受けることとされている。

このように、登記等を受けようとする者が納付すべき登録免許税額を算出し、登記の申請をし、登記官も適正な税額を確認して登記を実行するという制度とされており、登記機関である登記官のみが登録免許税額を個別に算定するという仕組みとする場合には、登録免許税の納付方法の在り方そのものを見直す必要があるため、税制の改正の検討が必要であり、対応は困難である。

もっとも、登録免許税額の算定に必要な課税台帳価格については、市町村から毎年通知をしている固定資産税納税明細書等でも把握が可能であり、当該書面を活用し、固定資産評価証明書の取得及び提出の慣行をなくし、申請人及び市町村の負担を軽減するといった観点から、令和2年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において対応方針が示されたとおり、現在、事業環境改善のための関係府省連絡会議等の会議体において、市町村から登記所への評価額通知のオンライン提供の拡大推進、登記手続等における固定資産税納税明細書の活用などの方策を検討することとされており、これに従って、引き続き関係府省と検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

申請人及び市町村の負担を軽減するといった観点から、固定資産評価証明書の取得及び提出の慣行をなくす検討を進めていただけることは、大変ありがたい。

まずは、各地方方法務局のホームページや、電話・窓口の問い合わせに対して、市町村での証明取得ではなく、固定資産税課税明細書等に記載されている評価額から登録免許税を計算するような案内を徹底していただき

たい。例えば、補足資料は法務局ホームページに掲載されているものだが、「2 売買を原因とする所有権の移転の登記の場合 (1)課税標準 市区町村役場で管理している固定資産課税台帳の価格がある場合は、その価格です。市区町村役場で証明書を発行しています。」とある。このような表現を改めていただきたい。また、市町村から登記所への評価額通知のオンライン提供の拡大推進と併せ、評価額情報がオンラインや USB 提供による電子データで通知された場合には、固定資産評価証明書や課税明細書の写し等の添付を求め一切の慣行をなくし、評価額情報は登記所へ通知された電子データによって確認することとしていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○評価額が市町村から登記所にオンラインで提供された場合には、登記所において証明書や明細書等の添付を求め一切の運用を廃止し、オンラインで提供された評価額の電子データにより課税台帳価格を確認する運用を検討いただきたい。

○上記の運用が直ちに実現困難である場合、登記所が課税台帳価格を確認するための書類については、申請人及び市町村の負担を軽減する観点から、明細書が望ましいとする運用に一本化し、その旨を住民や法務局、司法書士、不動産業者等に対し、ホームページや通知等により周知いただきたい。

各府省からの第 2 次回答

市町村から登記所へオンラインで提供された評価額通知の電子データにより課税台帳価格を確認する運用については、事業環境改善のための関係府省連絡会議等の会議体における市町村から登記所への評価額通知のオンライン提供の拡大推進の取組の状況を踏まえて、検討したい。

また、登記官が登録免許税の課税標準たる不動産の価額たる固定資産課税に登録された不動産の価格を確認するための書類については、申請人や市町村の負担を軽減する観点から、固定資産課税明細書の活用について、国民や司法書士等に対し、ホームページ等における案内に当たって幅広く周知する。

令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）記載内容

5【法務省】

(2) 地方税法(昭 25 法 226)、登録免許税法(昭 42 法 35)及び不動産登記法(平 16 法 123)

不動産の登記申請に係る登録免許税の額等を計算するための書類については、申請者及び市町村の負担軽減を図る観点から、固定資産税の納税者に交付される固定資産課税明細書(地方税法 364 条3項)の利用を促す旨を関係団体等に通知するとともに、ホームページ等で周知する。

[措置済み(令和2年 12 月8日付け法務省民事局民事第二課事務連絡)]

また、市町村長から登記所への通知(地方税法 422 条の3)がオンラインで行われる場合における登記官による登録免許税の額等の調査(登録免許税法 26 条1項)については、当該通知のオンラインによる全国的な実施状況等を踏まえつつ、当該通知により得た固定資産評価額の電子データにより行う仕組みの構築等必要な措置を講ずる。